

(ガイドライン 1-1)

「フリースクール等の民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席の取り扱い等に係るガイドライン」

## 1 対象

家庭に引きこもりがちであり、不登校傾向のため登校できない児童・生徒で、ブリッジスクールへの通室も困難な状況にあり、フリースクール等への通所及び入所について、希望がある者

## 2 出席扱いの要件

下記の要件を満たす施設で、不登校児童・生徒が相談・指導を受けている場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 当該施設における相談・指導が不登校児童・生徒の社会的な自立を目指すものであること。
- (2) 不登校児童・生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。
- (3) 保護者、フリースクール等の民間施設、学校との間に十分な連携・協力関係があること。
  - ① 不登校児童・生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に当該児童・生徒やその保護者を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に連携・協力関係が保たれていること。
  - ② フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等の間に連携・協力が保たれていること。
- (4) ブリッジスクールで相談・指導の機会を得られないあるいはブリッジスクールに通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合であること。
- (5) 当該施設が適切であると認められること  
校長は、「(ガイドライン1-2) フリースクール等の民間施設に係るガイドライン」等を参考としながら、各フリースクール等の民間施設にける活動を十分把握して、総合的に判断すること。

## 3 学習活動の取り扱い

- (1) 出席扱いにする基準について  
フリースクール等での学習時間が2コマ分(小学校1日90分、中学校1日100分)以上を目安とする。
- (2) 学習活動の評価について
  - ① 学習活動の成果は、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らして適切であると判断される場合に、評価として反映することができる。
  - ② 評価にかかわる定期考査等は可能な限り他の児童・生徒と実施時期を同様にして学校で受けさせるようにする。

#### 4 指導要録の記載について

- (1) 定期的な報告をもとに、各教科等の学習記録、観点別学習状況や評定、行動の記録の記載に努めるようにする。
- (2) 指導要録上出席扱いとした場合、出席日数の内数として日数及び児童・生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。
- (3) 総合所見及び指導上の参考となる諸事項の欄に、当該児童・生徒の学習状況等について次年度以降、指導の改善に生かすという観点に立った文章記述がなされるようにする。

## (ガイドライン1-2)

### 「フリースクール等の民間施設に係るガイドライン」

#### フリースクール等の民間施設について

不登校児童・生徒の相談・指導については、ブリッジスクールでの指導の機会が得られないときや通うことが困難で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合に、フリースクール等の民間施設への通所又は入所を考慮することができる。

下記に示す内容は、学校として「出席扱い」等について判断する際に留意すべき点を目安として示したものであり、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではない。

したがって、実際の運用にあたっては、各民間施設における活動を十分把握して、総合的に判断することが求められる。

#### 1 実施主体について

法人・個人は問わないが、フリースクール等の実施者は不登校児童・生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

#### 2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童・生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 著しく営利本位ではなく、入会金、授業料等が（月額・年額等）明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

#### 3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童・生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童・生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童・生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- (4) 児童・生徒の学習支援の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

#### 4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童・生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うに当たっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっていること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導に当たる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

## 5 施設、設備について

- (1) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童・生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

## 6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童・生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童・生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## 7 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ、当該施設の指導方針が異なるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

## (ガイドライン2)

### 自宅においてICT等を活用した学習を行った場合の指導要録上の出席の取り扱いに係る対応について

#### 1 対象

家庭に引きこもりがちであり、不登校傾向のため登校できない児童・生徒で、ブリッジスクールへの通級も困難な状況にある児童・生徒

#### 2 出席扱い等の要件

当該児童・生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童・生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童・生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

##### (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

ICT等による学習により、不登校が必要な程度を超えて長期に渡るようなことにならないよう、保護者と学校とが共通理解し、連携・協力する。

##### (2) 対面指導が適切に行われること

対面指導が定期的(※1)かつ継続的になされ、保護者、当該児童・生徒ができる限り学校に来て行うこととする。対応するのは管理職、担任等の教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとし、対面指導の内容は記録し、学校が保管する。

※1 定期的とは、概ね1か月に1回以上であること

##### (3) 学習活動は、当該児童・生徒の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること

① ICT等による学びを実施する場合は、2週間から1か月程度のまとまった学習計画を校長に提出し、承諾を得ること。その学習計画には、目標や内容が分かるものとする。

② 学習記録の報告は、学習記録が残るよう工夫し、対面指導の際、保護者等が学校に行う。

##### (4) ブリッジスクールやフリースクール等の民間施設で相談・指導を受けられない場合に行う学習活動であること

家庭に引きこもりがちで学校外の公的機関や民間施設にも通所が困難な児童・生徒を対象とする。当該児童・生徒が一時的に通い始めるなど、社会的自立への過度期の状態には柔軟に取り扱うようにする。

#### 3 学習活動の取り扱い

##### (1) 出席扱いにする基準について

① 出席扱いにする基準は、自宅での学習時間が学校の2コマ分(小学校は最低1日90分、中学校は100分)以上になるようにする。

② 学校の教育課程に合わせ、授業日に自宅でのICT等の学習に充てることで学習

した日は、出席扱いとし、学習しなかった日は、欠席扱いとする。「2日分の学習を1日で行う」などは認めない。

※授業日は、在籍する学校において、土曜日がある場合は、土曜日も含む。

(2) 学習活動の評価について

- ① 学習活動の成果は、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らして適切であると判断される場合に、評価として反映することができる。
- ② 評価にかかわる定期考査等は可能な限り他の児童・生徒と実施時期を同様にして学校で受けさせるようにする。

**4 指導要録の記載について**

- (1) 定期的な報告、対面指導等で見取れる範囲で、各教科等の学習記録、観点別学習状況や評定、行動の記録の記載に努めるようにする。
- (2) 指導要録上出席扱いとした場合、出席日数の内数として日数及び学習活動の内容を記入する。
- (3) 総合所見及び指導上の参考となる諸事項の欄に、当該児童・生徒の学習状況等について次年度以降、指導の改善に生かすという観点に立った文章記述がなされるようにする。